

一の宮中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月策定

平成 29 年 6 月改正

I いじめ防止に対する基本的方針

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。そして、学校内外を問わず、どこでも起こり得る問題である。

そこで、本校では、いじめの防止等の基本的対策として、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを念頭に置き、真摯に取り組むこととする。

併せて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民及び家庭との連携を密にし、いじめの問題を克服を目指していきたい。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

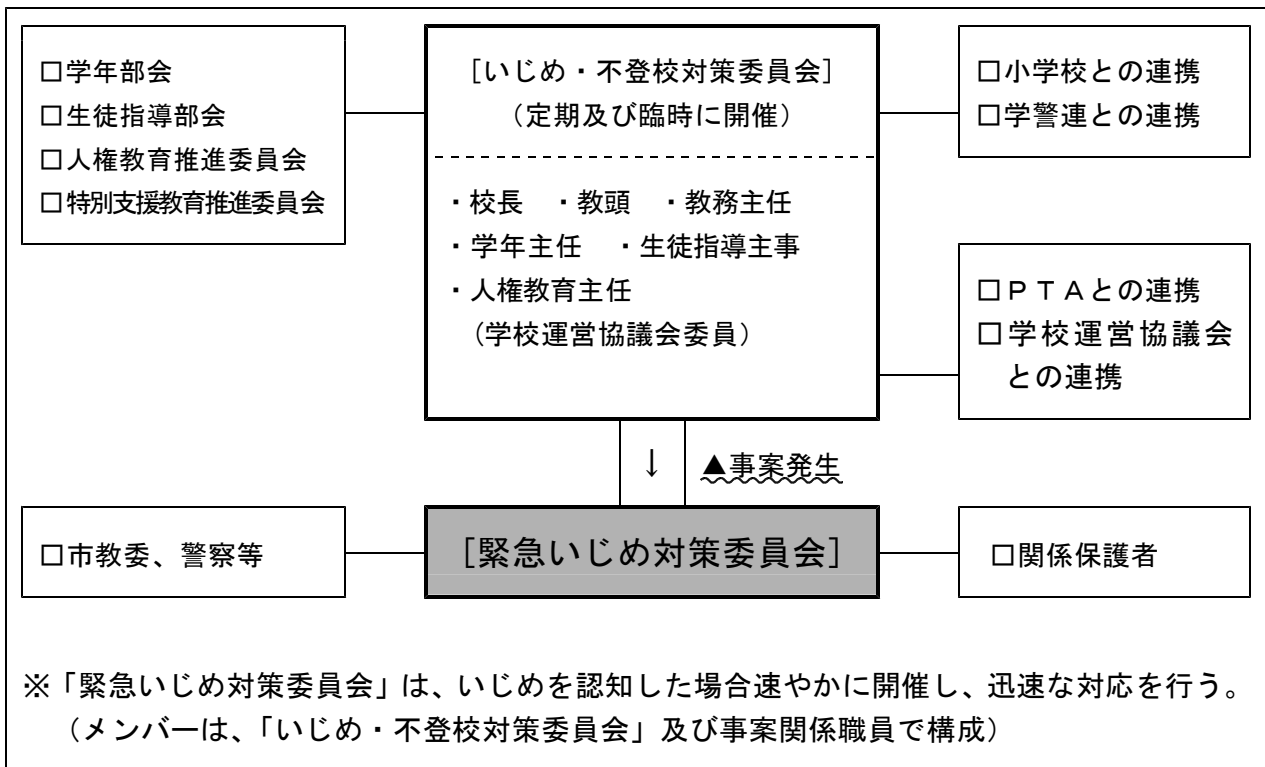
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話やスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。・・・etc

II いじめ防止等の対策のための組織

1 いじめ防止に係る組織



III いじめ防止等に関する措置

1 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
 - いじめを絶対に許さないという毅然とした態度による指導
 - 道徳の時間を要とした教育活動全体における心の教育の充実
- (2) 人権意識・人権感覚の高揚
 - 人権教育の推進 (年間指導計画に基づいた授業実践の積み重ね等)
 - 生徒会活動による人権啓発活動の充実
 - 校内の言語環境の整備 (教師や生徒の言語環境の見直しを図る)
- (3) 自己有用感を高める教育活動の充実
 - 指示的風土のある学級づくりの推進 (YOU I トークの充実)
 - 生徒自らが企画運営する活動の活性化 (あそはなうたプロジェクトの推進)
 - 地域と連携したキャリア教育の推進 (学校運営協議会との関連)
- (4) 生徒と向き合う時間の確保
 - 生徒と向き合う時間を確保するための学校改革の推進

(5) 小中連携

○小中連絡会の実施（定期的な実施による生徒に係る情報交換）

(6) 家庭及び地域との連携

○コミュニティ・スクール推進による家庭及び地域の教育力の活用

○情報モラル教育を推進するために家庭のルールづくりの徹底

2 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) 「早期発見・早期解決」に対する意識の高揚

○いじめは、どの学校、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、些細な兆候でも見逃さないよう、日々の観察を丁寧に行う。

(2) いじめ・不登校対策委員会の開催

○問題が起きてから対処するのではなく、定期的を開催することにより、積極的な生徒指導の充実を図る。

(3) 生徒を語る会による情報交換

○気になる生徒に対しては、随時、職員間で気づきを共有し、情報共有及び指導についての共通理解を図る。

(4) 心のアンケート実施及び教育相談の実施

○学期ごとの心のアンケートを実施し、その後の教育相談に活用することを通して、生徒の人間関係等の悩みを把握し、指導に生かす。

(5) 小中連携

○小中連携に係る授業参観、情報交換等を通して、9年間を見据えた生徒の状況及び指導状況を確認し、適切な指導に生かす。

(6) 家庭及び地域、関係諸機関との連携

○いじめ問題が起きた場合は、家庭との連携を密にし、学校と家庭とが一体となって対応できる体制づくりに努める。

○学校や家庭に話すことができないような場合には、「熊本県子どもいじめ相談電話」等のいじめ問題などの相談窓口の周知を図る。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知した場合

① 情報と認識の共有化

【正確な情報収集、記録・分析】

- 生徒（被害者）からの聞き取り
- 生徒（加害者）からの聞き取り
- 周りの生徒からの聞き取り
- 保護者からの聞き取り

速やかに「緊急いじめ対策推進委員会」を開催し、情報の分析を行う。
その後、全職員で共有すべき情報等について検討する。

【職員への報告・現状の共有化】

必要に応じ、臨時職員会議を開催し、全職員に周知すべき内容を伝え、共通認識のもと対応するよう指示する。

■重大事態発生の場合

重大事態とは、以下の場合を示す。

- 一、いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺を図る、多額の金品の被害等・・・）
- 二、いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

万が一、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者（阿蘇市当局）に報告し、学校の設置者から、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて指示を仰ぐ。

② 対策の検討及び対応

■被害生徒及び保護者への対応

- 生徒に対しては、「全力を尽くして守り通す」ことを伝え、スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- 保護者に対しては、いじめ事案の内容及び今後の学校体制（誠意ある対応）を伝え、保護者との連携のもと、生徒の心の回復を支援していただくよう依頼する。

■加害生徒及び保護者への対応

- 生徒に対しては、「いじめは絶対に許されない行為」であることを強く指導するとともに、カウンセリングマインドの手法による心に寄り添った指

導を行う。

○保護者に対しては、いじめ事案の内容及び加害生徒への指導状況を伝え、誠意ある行動（謝罪等）をとるよう促す。

■周りの生徒に対する対応

○当該学級の指導はもとより、学校もしくは学年集会を開催し、「いじめは絶対にゆるされない行為」「傍観者はいじめの側と同じ立ち位置である」「積極的にいじめ防止に関与してほしい」等について指導し、学校総体としていじめ撲滅に向かう意思確認をする。

■市教委、関係機関との連携

○事案内容については速やかに報告を行い、必要に応じて関係諸機関との連携を図りながら、指導の充実を図る。

■マスコミ対応が必要な場合

○事案によっては、マスコミ対応が必要な場合がある。その際は、窓口の一本化（管理職）を図り、取材対応マニュアルに沿って、情報漏えいを防ぐ。

③ 事後指導（経過観察、事後の対応策）

【学校としての指導】

- 当事者への継続的な指導を行い、再発防止に全力であたる。
- 事例の分析を確実にし、再発防止に向けた改善策を立案・実践する。
- 指示的風土のある学級づくり、生徒指導の充実、道徳教育・特別活動・教科指導を充実させる。

4 いじめ問題に対する職員意識の高揚に向けて

(1) 日常的な研修の充実

- ① 職員朝会、職員会議、校内研修において、各種通知文の確認を行ったり、各自の実践を振り返ったりしながら、常に意識を高めておく。
- ② いじめ問題に係る取組を振り返るよう、学期ごとの職員自己評価（チェックリスト）において点検を行う。

(2) 学校評価

- ① 学校評価（保護者アンケート）の結果に基づいて、学校の取組を点検する。
- ② 学校運営協議会等において、学校の取組を伝え、保護者及び地域住民の意向を反映させる。

（以上）